

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

# 人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

テレワークに係る制度を整備し、テレワークを新規に導入、および試行的に導入する、または導入していた事業主、所定のテレワーク実績基準および離職率目標を満たした事業主に対して助成されます。

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

**次のいずれにも該当する**雇用保険の適用事業所の事業主

**【機器等導入助成】** 次の1から5のいずれにも該当すること

1. テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること
2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約または就業規則を整備すること
3. 1の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取り組みを実施すること
4. 評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下（1）または（2）の基準を満たすこと
  - （1）評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること
  - （2）評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること
5. テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること

**【目標達成助成】** 次の1および2のいずれにも該当すること

1. 離職率に係る目標の達成
  - （1）テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること
  - （2）評価時離職率が30%以下であること
2. 評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日からの3ヵ月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

## 受給内容

**【機器導入助成】** 支給対象となる経費（※1）の**30%**

**【目標達成助成】** 支給対象となる経費（※1）の**20%<35%>**

※ < >内は生産性要件を満たす場合

※ただし以下の①・②いずれか低い方の金額を上限とする

①1企業あたり：**100万円**

②テレワーク実施対象労働者1人あたり：**20万円**

※1 支給対象となる経費は、以下の取り組みに要したものとする

- （1）就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- （2）外部専門家によるコンサルティング
- （3）テレワーク用通信機器等の導入・運用（一部テレワーク用サービスの利用料を含む）
- （4）労務管理担当者に対する研修
- （5）労働者に対する研修

## 取り扱い機関

都道府県労働局・公共職業安定所